

(平成22年4月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	45 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から49年10月まで

私は、昭和53年の秋ごろ、市の広報で国民年金の特例納付についての記事を見つけ、市役所で国民年金の加入手続を行い、職員と相談の上、申立期間の国民年金保険料15万円か16万円くらいをその場で一括納付したのに、申立期間が無資格で未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年の秋ごろ、市広報で特例納付の記事を見たのを契機として市役所で国民年金の加入手続を行い、その場で特例納付により国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿から同年9月に払い出されており、同年6月及び同年7月に発行された市広報に特例納付の記載が確認できる上、特例納付時期に社会保険事務所（当時）の職員が市役所に出張し、その場で特例納付による保険料を収納することが可能であったことも確認でき、申立人の申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人の申立期間は20歳前の昭和46年8月からとなっているが、申立人の年金手帳「国民年金の記録」欄では、被保険者となった日が厚生年金保険加入期間の51年4月21日から20歳前の46年8月6日に訂正されていること、及び結婚後の52年5月から53年3月までの任意加入期間の保険料を過年度納付で収納するなど行政側の記録管理に大きな過誤があったことがうかがえる。

さらに、申立人は国民年金に加入して以降の保険料はすべて納付済みとなっていることから納付意欲の高さがうかがえ、申立人が特例納付の方法

をもって保険料を一括納付したと考えるのは自然である。

しかし、申立期間のうち、昭和46年8月から47年9月までの期間は20歳前のため無資格期間であることから国民年金に加入することはできず、保険料を納付することは制度上、できない期間である。また、被保険者台帳では、訂正後の資格取得日は同年10月14日となっている上、申立人は国民年金加入時に納付した保険料額の記憶が定かでないことから、46年8月から47年9月までの保険料が納付されていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から49年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

私は、平成7年6月に国民年金に加入し、その後住民票を移した際、学生免除制度を知り8年4月に母と一緒に免除申請の手続をした。免除期間が終わった翌年の10年に、免除期間分と申立期間分及び平成10年度分の国民年金保険料を母が納付した。免除申請は1回しか行っておらず申立期間が免除で未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から国民年金に加入し、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無い上、厚生年金保険との切替手続も適切に行っており年金制度に対する意識は高かったとも考えられる。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、平成10年に免除期間、申立期間及び平成10年度の保険料を納付したと申述しているところ、申立期間は12か月と短期間であり、申立期間直前の8年度の免除期間の保険料及び申立期間直後の10年度分保険料は、10年にそれぞれ追納また前納されていることが確認できる上、申立人の母が同年中に納付したとする保険料額が実際に必要となる金額に近いことから申立期間の保険料は納付されたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年12月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年12月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

私は、昭和50年2月ごろ住み込みで働いていたA町で国民年金に加入し、同年5月にB県C郡D町（現在は、E市）の実家に戻った。実家のある地区の納税貯蓄組合を通じて、集金に来た班長に国民年金保険料を納付した。結婚前の申立期間①は両親が支払ったはずであり、結婚後の申立期間②については妻が納付した。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は9か月、申立期間②は3か月といずれも短期間である上、申立期間①及び②を除き長期にわたり国民年金保険料が納付されていることから、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、保険料を納付したとする申立人の両親は共に、申立期間①は納付済みである。

さらに、申立人が所持する年金手帳から、D町に転居した昭和50年5月5日に住所変更の手続が行われていることが確認でき、申立期間②に保険料を納めることは困難ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から60年3月まで

私は、いつも夫の分と一緒に国民年金保険料を納付してきた。「ねんきん特別便」が送られてきて気付いたが、申立期間の9か月が夫は納付済みとなっているのに私は未納となっている。申立期間については銀行か市役所で納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金保険料は申立人が二人分一緒に納付し、免除手続等も行っていたと申述するところ、申立人及びその夫の納付済期間及び免除期間については、申立期間を除きおおむね一致することがオンライン記録から確認でき、申立期間について申立人の夫は納付済みとなっている。

また、申立期間は9か月と短期間であることから、申立期間の保険料は、納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年3月まで

昭和48年12月に勤務先が倒産したので、妻が家族の国民健康保険の加入手続を市役所で行い、翌年、妻と私の国民年金の加入手続を行った。後日、国民年金保険料の現年度分と過年度分の納付書が郵送されてきたので、現年度分は市役所窓口で、過年度分は指定金融機関で納付したのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4か月と短期間であり、申立期間以降の国民年金の加入期間に未納は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和49年7月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点において申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは制度上可能である上、納付書類、納付場所等に係る申立人の申述は具体的で当時の納付形態等に合致しており、申立内容に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年3月まで

昭和48年12月に夫の勤務先が倒産したので、私が家族の国民健康保険の加入手続を市役所で行い、翌年、私と夫の国民年金の加入手続を行った。後日、国民年金保険料の現年度分と過年度分の納付書が郵送されてきたので、現年度分は市役所窓口で、過年度分は指定金融機関で納付したのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4か月と短期間であり、申立期間後の国民年金の加入期間に未納は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和49年7月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点において申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは制度上可能である上、納付書類、納付場所等に係る申立人の申述は具体的で当時の納付形態等に合致しており、申立内容に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 39 年 9 月に自分の年金を受けるために努力をしなくてはと
思い国民年金に加入した。加入当初の国民年金保険料は印紙を貼付して
いたことを記憶している。44 年 3 月に A 市に移ってからは定期的に集金
に来てくれたので、きちんと納付していた。申立期間について未納とさ
れていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 9 月に国民年金に任意加入してから、49 年 4 月に
就職するまでの加入期間において、申立期間以外は納付済みである。

また、申立人は A 市に転居してからは集金人は変わったものの定期的に
国民年金保険料を集金に来ていたと申述しており、その納付方法は申立期
間当時の市広報にも掲載されている上、A 市においては申立期間当時、集
金制度を採用していたこと、及び集金人の担当区域は一定していなかった
ことを確認しており、申立人の申述内容に合致し、申立人の記憶は明瞭
である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民
年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和35年ごろ、夫が会社を設立し、従業員は厚生年金保険に加入できたが経営者は加入できず、国民年金制度発足と同時に会社の事務員に依頼し、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は厚生年金保険に加入するまでの期間、事務員が夫婦二人分を一緒に納付していたのに未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月に払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であり、保険料納付に特段の困難性は無い。

また、オンライン記録から申立人の夫の経営する会社は昭和35年6月1日に厚生年金保険に新規適用され、同時期に従業員が被保険者となり、申立人は、夫婦共に39年5月に被保険者となっていることが確認できることから申立人の申立内容に不自然さは無く、申立人が、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年1月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月
② 平成2年1月から同年11月まで

私の年金記録のうち、平成元年12月については、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたにもかかわらず未加入と記録されており、また、2年1月から同年11月までの保険料については、還付を受けていると記録されているが、還付金を受け取った記憶は無く、その期間は間違いなく保険料を納付していたので、記録訂正についてのおっせんを求めらる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の国民年金の資格記録は、オンライン記録により、当初、平成2年1月1日に第3号被保険者資格を喪失し、同日に第1号被保険者資格を取得したと記録されていたものが、8年2月20日付けで元年12月31日に第3号被保険者資格を喪失し、2年12月31日に第1号被保険者資格を取得した記録に訂正されたため、既に納付されていた申立期間②の国民年金保険料が還付されたことが確認できる。

しかしながら、申立人の夫は、申立期間②において国民年金の第1号被保険者であり、申立人は、他の被用者年金に加入していないことから、申立期間②は第1号被保険者として扱われるべき期間であり、保険料が納付されたにもかかわらず、還付手続が行われ、未加入期間とされていることに合理的な理由は認められない。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、当初、平

成2年1月1日に第3号被保険者資格を喪失し、同日に第1号被保険者資格を取得したと記載されていたが、訂正時期は不明なものの、元年12月31日に第3号被保険者資格を喪失し、同日に第1号被保険者資格を取得したと訂正され、A市の訂正印が押されており、年金手帳の資格記録とオンライン記録の資格記録とが異なっていることから、行政側の記録管理に不備がうかがえる。

- 2 一方、申立期間①については、平成8年2月20日付けで第3号被保険者資格喪失日が2年1月1日から元年12月31日に訂正されたことにより発生した未納期間であり、訂正時点で、時効により保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録により、申立人の夫は、B社における厚生年金保険の被保険者資格を平成元年12月31日に喪失していることが確認でき、申立人の第3号被保険者資格喪失日が同日に訂正されたことに不合理な点は見当たらない。

さらに、申立人の夫も申立期間①は未加入期間となっている上、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年1月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和49年9月にA市役所で婚姻届を提出したときに、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、加入当初は忙しかったので未納としていたが、50年4月以降は夫婦二人分の国民年金保険料を私が一緒に市役所で納付書に現金を添えて納付してきたのに、申立期間について、妻だけが納付済期間になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得時期から昭和49年10月ごろに夫婦連番で払い出されたと推認でき、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さが認められる。

また、申立人及びその妻は、共に昭和61年度から63年度までは保険料を全期前納しており、オンライン記録で納付年月日が確認できる平成11年度以降も、すべて夫婦同日に保険料を納付していることから、12か月と短期間である申立期間について、申立人が妻の分の保険料を納付しながら、自らの保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から55年3月まで
② 昭和61年7月から62年3月まで

私が20歳になったときに、自宅に集金人が来ていたので、母が国民年金の加入手続を行ってくれ、平成7年12月ごろまでは、実家で母が国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間が未納の記録となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、前後の期間は長期間納付済みである上、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の母は、保険料を完納していることから、納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得時期から、昭和55年6月ごろに払い出されたと推認でき、同時点では、申立期間①のうち53年3月以前は、時効により保険料を納付できない期間であり、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人自身は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人が加入手続及び保険料納付を行ったと主張する申立人の母も既に他界しており、申立期間①当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年6月まで

私は、20歳になった昭和58年*月に国民年金に加入し、国民年金保険料を継続して納付していたはずであり、60年4月から同年6月までの期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さが認められる。

また、オンライン記録により、申立期間直後の昭和60年7月から同年12月までの保険料は、現年度納付されていることが確認でき、3か月と短期間である申立期間の保険料についても、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から8年2月まで
平成7年2月にA区からB県C市に転居した後、社会保険事務所（当時）から国民年金の未納通知が送られて来た。C市の広報により、D社E店に年金相談出張所が臨時開設され、国民年金保険料の納付ができるということを知り、8年11月ごろに申立期間の保険料をまとめて納付したのに、未納とされているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年3月以降に払い出されており、申立人は、オンライン記録により、6年8月の国民年金保険料を8年9月27日に、6年9月の保険料を8年10月24日に、6年10月及び同年11月の保険料を8年11月26日にそれぞれ納付していることが確認でき、20歳の資格取得時にさかのぼって保険料を納付しようとする意識があったことが認められる。

また、申立人の母は、平成8年11月にD社E店で開設された年金相談出張所で、過去の未納分と平成8年度分の保険料をまとめて30万円くらい納付したと証言しており、その金額が実際に必要な金額とおおむね符合している。

さらに、C市役所では、「国民年金と厚生年金の年金相談及び国民年金保険料の集合徴収」について平成8年10月の市広報紙で案内し、同年11月25日にD社E店で実施したと回答しており、申立人及びその母の申述と符合している上、申立人は、申立期間以外に未納は無く、申立期間は15か月と比較的短期間であることから、納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月から同年 7 月まで
② 昭和 62 年 9 月から 63 年 3 月まで

私は、大学卒業後、塾でアルバイトの講師をしていたときに国民年金の加入を促す郵便が届き、母か私のどちらかが A 市役所で加入手続きを行い、郵送されてきた納付書で申立期間の国民年金保険料 10 か月分をまとめて銀行に納付したはずなのに、申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の加入記録から、昭和 63 年 6 月から 7 月ごろに払い出されたと推認でき、同時点で申立期間は過年度納付が可能な期間である。

また、申立人は、申立期間後に未納は無く、当時同居していた申立人の母は申立期間の保険料を納付済みである上、申立人がまとめて納付したと主張する金額は、申立期間の国民年金保険料額に一致しており、申立期間を合計しても 10 か月と短期間であることを考え併せると、申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年4月ごろ、父が国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料を払ってくれていたのに、未納となっていることは納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和40年1月ごろ国民年金への加入手続を行ったと推認でき、申立人が所持する国民年金手帳の記録から、国民年金制度が発足した36年4月1日にさかのぼって被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、申立人は当時同居していたその兄夫婦の国民年金保険料も申立人の父が納付していたと主張するところ、昭和37年になってから国民年金への加入手続が行われている兄夫婦については、36年4月にさかのぼって保険料が納付されているのに対して、申立人については、加入手続が行われた40年1月時点で現年度納付が可能な加入年度である39年度について未納となっていることは不自然であり、申立人の父は、39年4月から40年3月までの保険料を納付していたものとするのが自然である。

一方、申立人の兄夫婦は、申立人の父が申立人の加入手続を行った時期及び納付を開始した時期について憶えていないと供述している上、申立人が主張する加入時期である昭和36年4月以降の申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から43年3月まで
② 昭和46年1月から47年3月まで

私は、A区に住んでいた昭和35年10月に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。40年4月から43年3月までの保険料は、平成6年1月31日にB社会保険事務所(当時)に行ったとき、国民年金の未納分があり、C区役所で納入するように言われたので、すぐに区役所に行き、未納分をまとめて支払った。昭和46年1月から47年3月までの保険料は、45年分と46年分の住民税申告書のとおりそれぞれ1万800円を支払った。申立期間①及び申立期間②の保険料は支払ったはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人から提出された昭和46年度及び47年度の住民税申告書の控により、両年度における国民年金保険料合計額にほぼ相当する金額が国民年金の記載とともに確認できる。

また、申立期間②の前後は納付済みである上、申立期間は15か月と比較的短期間であることを踏まえると、納付していたものとするのが自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人はB社会保険事務所から平成6年1月に未納分をすぐに納めるよう指導されたのでまとめて納付したと主張しているが、同時点で申立期間①は時効により納付できない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確

定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年2月まで

申立期間については、父か母が、大学卒業後は兄弟全員の国民年金の加入手続をしてきていたはずで、他の兄弟が全員加入していて納付となっているのに、私だけが未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親のどちらかが大学卒業後に国民年金の加入手続をしてくれ、結婚するまで国民年金保険料を納めてきていたはずであると主張するところ、申立人の両親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になる前月まで保険料を完納している上、申立人の姉、弟及び妹については大学卒業後にそれぞれ国民年金への加入手続を行い、保険料を納付していることから、申立人の両親は、国民年金制度を良く理解し、納付意識も高かったと認められる。

また、申立人の姉は、対外的なことはすべて父が行っており、常々兄弟を分け隔てなく扱っており、申立人についても国民年金への加入手続をしたと思うと証言している上、弟及び妹については、加入後しばらくして付加保険料も納付しており、弟については申立期間と重なる昭和46年11月から保険料を納付していることが確認できることから、申立人だけが結婚前の申立期間について未加入となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和38年から39年ごろに妻と二人でA県B郡C町役場で国民年金の加入手続をした。未納分は、まとめて納付できると町役場で言われ、妻の分と合わせて二人分を納付した。妻の年金記録は納付済みであるのに私の年金記録が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その妻と連番で払い出されているところ、申立人は申立期間直後の昭和38年4月から60歳になる前月の平成5年*月まで、その妻は国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になる前月の平成7年*月まで、共に国民年金保険料を納付している上、C町の被保険者名簿の検認記録により、夫婦は、申立期間直後の昭和38年度から42年度までの期間同一日付と一緒に保険料を納付していることが確認できることから、夫婦は共に納付意識が高かったと認められる。

また、夫婦のC町の被保険者名簿の検認記録においては、夫婦は共に申立期間について未納を表す空欄となっているが、妻はオンライン記録において申立期間は納付となっていることから、その妻は過年度納付又は特例納付を行ったことが推認でき、夫婦の納付意識の高さを踏まえると、申立人は、その妻と一緒に申立期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、夫婦の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和39年2月26日に連番で払い出されていることが確認できる上、C町の被保険者名簿の検認記録により、夫婦ともに38年度保険料を39年4月30日に一

括納付していることが確認できるところ、両時点において、申立人の妻については、時効により 36 年度全てを過年度納付することはできないことから、同年度の全部又は一部の期間は特例納付制度を利用して納付することになるが、特例納付した場合に保存されるべき特殊台帳は存在せず、納付記録管理に行政側の不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から42年4月まで

母が、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は、実家に集金に来た徴収員に妹の分と一緒に納付してくれていたのに、私の年金記録が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付してくれていたとすると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年7月29日から同年9月1日までの期間にA社会保険事務所（当時）から妹と連番で払い出されており、申立人が加入手続を40年7月ごろに行ったとした場合、その時点で、申立期間のうち、38年4月以降は、過年度納付又は現年度納付が可能である。

また、母と一緒に納付してくれていたとする申立人の妹は、加入手続を行った時点で過年度納付となる昭和40年3月分を含め、保険料を完納していることから、申立人についても、過年度納付又は現年度納付が可能な38年4月から42年4月までの保険料は納付されていたものとするのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和38年3月の保険料は、昭和40年7月29日の加入時点において、時効により納付することはできない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から42年4月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの期間及び42年4月から43年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和42年4月から43年6月まで

私は、昭和36年4月から結婚した44年11月まで姉と同居していて、姉が国民年金の加入手続及び国民年金保険料をすべて納付してくれていたはずであり、申立期間①及び②が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年5月8日以降に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された番号の一つであり、同時点で、申立期間①のうち、37年4月以降は現年度納付が可能である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその姉は、昭和37年4月以降はすべて納付済みとなっている上、国民年金に加入しながら、その直後から未納となっているのは不自然であることから、申立期間のうち、同年4月から39年3月までは、納付していたものとするのが自然である。

2 申立期間②については、申立人の国民年金の加入手続及び申立人の保険料を納付したとするその姉は納付済みである上、申立期間②直後の昭和43年7月から45年3月までは申請免除を行い、申立期間②の直前までは保険料を納付し続けており、申立期間②は15か月と比較的短期間であることを踏まえると、納付していたものとするのが自然である。

3 一方、申立期間①のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で過年度納付が可能であるが、申立人の保険料を納付したとする姉の納付状況から過年度納付を行った事情はうかがえない。

また、申立人の姉は、高齢のため事情を聴取することができないことから、申立期間の当時の納付実態が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの期間及び42年4月から43年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年9月までの期間及び56年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から同年9月まで
② 昭和56年7月から同年12月まで

昭和40年に友人に勧められて、夫婦で国民年金に加入した。48年3月に夫が会社に勤務して、厚生年金保険となった後も、まじめに集金人に納付してきたにもかかわらず、申立期間が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年度に夫婦連番で払い出されているところ、申立人は、加入期間前の未納期間について、第1回目及び第2回目の特例納付制度を利用して特例納付するなどして申立期間①直前の51年3月までの長期にわたって国民年金保険料を納付している上、申立期間①及び②を除き、60歳になる前月の63年*月まで保険料を納付していることから、納付意識の高さが認められる。

また、申立人の夫は、両申立期間を含む昭和48年4月から57年4月まで同一事業所に勤務していることから生活状況に変化は無かったと考えられる上、申立人は、申立期間①及び②の前後の期間は納付しており、両申立期間は各6か月と短期間で合計しても12か月であることを踏まえると、申立期間は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から53年3月まで

昭和53年12月ごろ、国民年金の加入手続をA県B市C区役所において行った。窓口の女性に今なら47年4月までさかのぼって納付できると勧められ納付書もらった。後日納付書に書かれていた3万円から4万円の国民年金保険料を現金で納付した。未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月1日にC区役所へ払い出された番号の一つで、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は同年12月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認できるところ、同時点で申立期間のうち、51年10月から53年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であり、この期間における法定保険料の合計額と申立人が記憶する納付金額はおおむね一致する。

また、B市C区役所によると、国民年金の加入資格をさかのぼって取得した場合には、保険料もできる限りさかのぼって納付するように指導していたとしており、申立人の主張と一致する。

2 一方、申立期間のうち、昭和47年4月から51年9月までの保険料については、加入手続を行った53年12月時点は第3回特例納付実施期間中であるが、この期間について第3回特例納付で納付した場合の保険料の合計額と申立人が納付したとする保険料額は大幅に異なる上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は

無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月1日から同年4月1日まで

私は、A社に継続して勤務していたが、同社D支店から同社C支店に転勤したとき、厚生年金保険の記録が3か月間欠落しているのを、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の辞令書の写し、複数の元同僚の証言及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和42年1月1日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和42年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和47年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月21日から同年6月1日まで

私は、昭和31年4月2日にA社に入社以来、平成6年3月31日にD社を退社するまで、継続して同一グループ内で勤務してきた。A社E支店から同社C支社に転勤するとき、厚生年金保険の記録に1か月の欠落があるのは納得できないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社内経歴書、退職金計算書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和47年5月21日に同社E支店から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C店における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和38年3月20日と認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月19日から同年3月20日まで
私は、A社に昭和34年3月27日に入社し、合併等で会社名は変わったが、平成13年2月20日にD社を退職するまで継続して勤務していた。それなのに、厚生年金保険の被保険者期間に空白があることに納得できない。訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和38年3月20日に、A社C店からE事業所F店に異動したとき、A社C店が資格喪失日を誤って社会保険事務所（当時）に届出したものである。」と主張しているところ、申立人と一緒に、A社C店からE事業所F店に異動した元同僚も「私は、昭和38年3月20日からE事業所F店で働いたと思う。」と供述している上、35年3月から38年8月までの間にA社C店からほかの事業所に転勤している者11名を調査した結果、空白期間が無い者は3名であり、7名は申立人と同じく1日の空白期間が、1名は3日の空白期間があることから、当該事業所では転勤先の事業所での資格取得手続を考慮することなく、誤って厚生年金保険の資格喪失の手続をしていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C店における厚生年金保険の資格喪失日は昭和38年3月20日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和34年12月22日）及び資格取得日（35年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月22日から35年4月1日まで

私は、A社において、新規適用時より厚生年金保険に加入し、B（職種）として入寮しながら継続して勤務していたが、昭和34年12月22日から35年4月1日までの間、厚生年金保険の被保険者期間がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和32年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、34年12月22日に資格を喪失後、35年4月1日に当該事業所において再度資格を取得しており、34年12月から35年3月までの記録が無い。

しかし、申立人は、「昭和37年に結婚するまでA社の寮におり、転勤や移籍の記憶は無く、申立期間に一時退職したことは無い。」と主張しているところ、複数の同僚は、「申立人は申立期間も同じ場所でB（職種）に継続して従事していた。」と証言している上、申立期間において、申立人と同様に一度被保険者資格を喪失して再度取得している者は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 34 年 11 月の標準報酬月額の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 12 月から 35 年 3 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月、57年7月、57年10月、58年7月から同年10月までの期間、61年3月、61年4月及び同年5月並びに平成3年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月
② 昭和57年7月
③ 昭和57年10月
④ 昭和58年7月から同年10月まで
⑤ 昭和61年3月
⑥ 昭和61年4月及び同年5月
⑦ 平成3年5月

私は、私の年金の加入期間を社会保険事務所（当時）で調べた結果、国民年金に加入し、納付していた期間の記録が無かった。A市役所が旧庁舎であった時に加入手続きを行い、B市の社会保険事務所（当時）に国民年金手帳記号番号が登録されたはずである。私は退職した都度、居住していたA市で手続きを行い、同市役所の窓口で国民年金保険料を納付したので申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年7月に会社を退職した際にA市で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付し、その後会社を退職する都度、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年3月にC市に払い出されており、申立人は厚生年金保険の資格を喪失した同年7月16日以降に国民年金の加入手続きを行ったと考えられ、申立人の所有する年金手帳の国民年金の記録欄（1）には申立期間に係る加入の記録がないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間において申立人が居住していたA市で払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査及び手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間において別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間はそれぞれ短期間であるが、申立回数は7回と多く、これだけの回数について国民年金の加入手続及び保険料の納付についての事務処理を行政がすべて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から49年12月まで

私は、20歳になった時に国民年金の集金人から国民年金保険料を支払うように言われ、加入手続をした覚えは無いが保険料の支払いを始めた。母が家族3人分の保険料をまとめて集金人に支払っていたにもかかわらず、私だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿から昭和52年1月以降に払い出されていることが確認でき、前後の任意加入者の資格取得日から同年3月ごろに国民年金に加入したとみられることから、申立期間は、時効により国民年金保険料の納付ができない期間である。

また、手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2287 (事案 624 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から52年12月まで
当初の判断後、両親と一緒に、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを思い出したので、再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から、申立人の主張する時期に国民年金保険料を特例納付することができない等申立内容が不自然なこと、及び申立期間の保険料を特例納付したことを示す関連資料が無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月1日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たな事実として、申立期間の保険料を、その両親と一緒に納付していたと主張しているが、二人とも亡くなっているため、事実関係は不明である。

また、申立人の父の年金記録は確認できず、申立人の母も、昭和43年7月から52年12月までのうち、国民年金に加入していたのは、特例納付ではない納付済期間30か月のみで、残余の期間は厚生年金保険に加入(転職時の資格得喪の間に2期間計3か月の未加入期間有り。)していたことが確認できることから、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2288 (事案 623 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から52年12月まで
当初の判断後、夫の両親と一緒に、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを思い出したので、再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から、申立人の主張する時期に国民年金保険料を特例納付することができない等申立内容が不自然なこと、及び申立期間の保険料を特例納付したことを示す関連資料が無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月1日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たな事実として、申立期間の保険料を、夫の両親と一緒に納付していたと主張しているが、二人とも亡くなっているため、事実関係は不明である。

また、申立人の義父の年金記録は確認できず、申立人の義母も、昭和43年7月から52年12月までのうち、国民年金に加入していたのは、特例納付ではない納付済期間30か月のみで、残余の期間は厚生年金保険に加入(転職時の資格得喪の間に2期間計3か月の未加入期間有り。)していたことが確認できることから、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月及び4年12月から5年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月
② 平成4年12月から5年2月まで

私が平成2年3月に離職したとき、妻が妻自身と私の国民年金の加入手続きを行い、銀行で国民年金保険料を二人分納付した。申立期間①について妻の保険料は納付済みであるのに、私の保険料は未納となっていることに納得できない。また、4年11月に離職をしたときも同様に妻が加入手続きと保険料の納付をしたのに、申立期間②について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、「国民年金に係る記号番号」、「初めて上記被保険者になった日」及び「資格記録欄」の記載が無い上、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金の資格記録が平成11年2月4日に追加処理されており、10年12月から11年3月までの国民年金保険料が同年8月に過年度納付されていることから、申立人はこの直近に国民年金の加入手続きをしたものと推認され、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができなかったものと推認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査及びオンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする妻は加入手続き、保険料の納付時期や納付額等についての記憶が定かでないことから申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年10月まで

昭和52年3月に会社が倒産したので、私が市役所で家族の国民健康保険の加入手続を行ったとき、職員に勧められ国民年金に加入した。国民年金保険料は市役所から納付書が送付され、近くの銀行か郵便局で納付していたのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年3月に勤務先が倒産したことから国民年金に加入したと申述しているが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、ねんきん特別便の年金加入記録回答票に年金手帳の記号番号として「記号・*番号・**」と記載しているが、申立人からの聴取においても同記号番号が国民年金の番号であると申述しているところ、市の国民健康保険課によると同番号は現在申立人が使用している国民健康保険の被保険者番号であり、申立人は国民健康保険被保険者番号を国民年金手帳記号番号と誤認識しているものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していた事を示す関係資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年9月及び同年10月

私は、昭和62年9月の会社解散時に、会社から必ず国民年金に切替えるように指示されて、同年10月ごろ市役所出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、私が妻の分と一緒に同年11月に納付した。妻の分が納付済みであるのに、私の分が未加入、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年10月ごろ市役所出張所で国民年金の加入手続を行ったと申述しているが、申立人が所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号が記入されていない上、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、申立人の手帳記号番号は払い出されていないことが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料を昭和62年11月に妻の分と一緒に納付したと申述しているが、申立人の同年分の確定申告書及び源泉徴収票に記載された社会保険料の申告控除額は、申立期間の一人分の国民年金保険料額と一致することから、申立期間の保険料について、夫婦二人分を納付したとの申立内容には不自然さがみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から45年4月まで

私は、結婚を契機に父から将来のため国民年金に加入するように勧められたので、昭和41年11月ごろ区役所で任意加入の手続を行った。45年5月に国民年金手帳が配布されるまで、私は、1年分の台紙に印紙を貼付^{てんぷ}して納付した。国民年金保険料を納付したのに、未加入、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は昭和45年5月29日に国民年金の任意加入手続を行い初めて国民年金の被保険者となっていることが確認でき、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和44年度印紙検認記録に「不要」の印が押されている上、右頁の同年度の印紙検認台紙が検認印を押された上切り取られたのは、少なくとも同年度の保険料を納付したことの裏付けとなると述べているが、申立人が昭和45年5月に任意加入した時点で、昭和44年度は国民年金に任意加入する以前であるため、当該保険料納付が「不要」との印が押され、印紙検認台紙が切り取られたものとするのが自然である。

さらに、申立人が所持している国民年金袋に「年金額は昭和42年1月から2.5倍になります」と記載されていることから、申立人は、年金手帳等を入れるための国民年金袋は同年1月以前に配布され、申立期間当時の納

付した時期に合致していると主張するが、区における印紙検認方式の保険料納付は昭和 47 年度まで行っていたことが確認できることから、国民年金袋は同年度まで継続して使用され、昭和 45 年 5 月に申立人が任意加入した当時も配布していたと考えることも特段不合理ではない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から48年2月まで
昭和47年10月に退社した際、会社の総務担当者から国民年金への加入を勧められ、市役所で加入手続を行い、国民年金保険料は私か妻が、二人分を一緒に集金人か金融機関で納付していた。申立期間、妻の保険料は納付済みとなっているのに私は未加入で保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年10月に市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は51年7月に払い出されていることから、その時点において申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立期間は未加入期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年3月まで

私は、20歳になった平成元年*月には大学生としてA市にいたので、実家の母がB市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をB市内の銀行で納付してくれていたのに、申立期間が国民年金未加入期間となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するC県発行の年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が平成3年4月1日と記載されており、その資格記録とオンライン記録とが一致していることから、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料を納付することはできない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人自身は、申立期間の保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったと主張する申立人の母の記憶も明確ではなく、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に A 市から B 市に転居した際、住民票の転入手続は行ったが、国民年金の住所変更手続は忘れていた。61 年 4 月に第 3 号被保険者制度発足に伴い、B 市役所 C 支所に手続に訪れたとき、58 年以降の記録が年金手帳に記載されていない旨を職員に申し出たが、「問題ありません。大丈夫です。」と言われた。同年 1 月から 61 年 3 月までの間も、銀行で納付書により国民年金保険料を納付しており、納付済期間となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、昭和 58 年 1 月 14 日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、その後、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得したことが記載されており、B 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録の資格記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、B 市への転入時に国民年金の手続を行わなかったと申述しており、手続を行っていないにもかかわらず、申立人に保険料の納付書が送付されたとは考え難い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から63年3月まで
20歳のとき、国民年金の加入書類が郵送されてきたので国民年金保険料をA銀行B支店で納付し始めた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に交付年月日が昭和63年9月12日と記載されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の納付記録から判断すると、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、同日であると推認でき、この時点を基準にすると、申立期間のうち61年6月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、氏名検索の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

また、申立人は昭和58年6月ごろに、自分自身で加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、自身が所持する年金手帳に記載された交付年月日との不整合については具体的な記憶が無く、納付したとする金額は申立期間当時の保険料と相違しているなど、保険料の納付実態は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から同年12月まで

私が20歳になった昭和48年*月ごろ、父がA県B郡C町（現在は、D市）役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、父が家族の分と一緒に集金人に納付していたはずであり、3人の姉は結婚するまでの国民年金加入期間は納付済みとなっているのに、私の分のみ未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は昭和52年1月20日と記載され、その後、国民年金の記録欄の資格取得年月日が同年5月21日に修正されているが、その資格記録とオンラインの資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となるC町における別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の加入手続及び保険料納付を行ったと主張する申立人の父は既に他界しているため、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料は、妻自身が納付したはずであるので確認してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人は既に他界しており、申立人の夫は保険料の納付に関与していなかったため、申立期間における保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の夫も、昭和 37 年 9 月 10 日から 40 年 3 月 29 日までの厚生年金保険被保険者期間が平成 20 年 2 月 25 日に記録訂正されるまでは、申立人と同じく申立期間が未納となっていた上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から同年7月まで

私は、厚生年金保険の資格喪失後の平成4年4月から同年7月までの間に、A市B行政サービスセンターで国民年金への切替手続きを行い、後日、父名義で私の国民年金保険料の納付書が届いたので、父が最寄りの金融機関で納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録欄には、最初の行に平成11年1月1日資格取得と記載されており、その資格記録とオンライン記録の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となるA市における国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、申立期間の保険料の納付に関与していない上、保険料を納付してくれたと主張するその父も記憶が曖昧であり、具体的な納付方法、納付場所、納付金額等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から49年12月まで

私は、結婚を契機に昭和50年11月ごろにA区役所の窓口にて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、加入手続の対応をしてくれた窓口の職員に過去の未納分の保険料をさかのぼって納付できると説明され、現金で納付しているはずである。任意加入の対象である大学生であった20歳時点から強制加入被保険者と記録されているのは、保険料を納付したためであるのだから、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第2回特例納付実施期間中の昭和50年11月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得時期から、申立人は、51年11月ごろに加入手続を行ったと推認でき、同時点では第2回特例納付実施期間を過ぎているため、申立期間の国民年金保険料を一括して納付することはできない。

また、申立人が加入手続を行った昭和51年11月時点では、申立期間のうち49年9月以前の期間は時効により保険料を納付できず、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となるB区またはA区における別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、保険料の納付金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2301 (事案 681 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、62年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から55年6月まで
② 昭和62年4月から平成3年3月まで

昭和55年6月時点で、53年8月から55年6月までの国民年金保険料を納付するために、妻が私に9万円貸していることが書かれたメモが見つかったので、50年8月から53年7月までの保険料の納付及び62年4月から平成3年3月までの申請免除を含めて、再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は平成7年2月以降で、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立人の主張が不自然であることから、既に、当委員会の決定に基づく平成20年10月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、その妻となる者の「55年6月A(氏名)へ年金未納分9万円貸したまま」と書かれたメモを根拠に、申立期間のうち昭和53年8月から55年6月までの国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該メモは申立人の妻となる者が申立人に9万円を貸していたことはうかがわせるものの、申立人が53年8月から55年6月までの保険料を納付したことを示すものとは認められない。

また、昭和50年8月から53年7月までの保険料の納付及び62年4月から平成3年3月までの申請免除については、新たな資料等が提出されておらず、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め

られない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、国民年金保険料を免除されていたものと認めることもできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から61年3月まで

私は、昭和57年度ごろはA市に在住しており、昭和59年8月1日にB県C市Dに転居した。その間、国民年金保険料は納付しており、申立期間が未納とされているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する2冊の年金手帳のうち、平成12年に交付された年金手帳及びA市の国民年金被保険者台帳の記載により、申立人は、昭和57年7月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、61年4月1日に第3号被保険者制度が発足したことにより、第3号被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は任意未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、意見陳述においても、夫が保険料を納付しており、任意加入をやめた覚えは無いと主張するのみで、ほかに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から57年8月までの期間、60年10月から62年3月までの期間、63年4月から平成2年3月までの期間、3年4月、同年7月から4年3月までの期間、7年3月、同年11月から8年1月までの期間及び12年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から57年8月まで
② 昭和60年10月から62年3月まで
③ 昭和63年4月から平成2年3月まで
④ 平成3年4月
⑤ 平成3年7月から4年3月まで
⑥ 平成7年3月
⑦ 平成7年11月から8年1月まで
⑧ 平成12年2月及び同年3月

私の国民年金の納付記録の照会に対して、平成19年10月にA社会保険事務所（当時）から、納付の事実はないと回答を受けた。

私は申立期間①から⑧は、すべて納付書で払った記憶があるので、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の申立人及びその夫の国民年金保険料の納付について、別々に納付していたと主張しているが、申立人とその夫の納付状況を比較してみると、ほぼ同じ傾向にある。

また、申立期間は合計8回にも及び、申立期間の合計は72か月と長期間である上、申立期間以外にも未納期間が散見される。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から51年12月まで

申立期間については、20歳のころ、A区B出張所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人の国民年金保険料を出張所や金融機関の窓口で納付していた。当時は、くすんだ茶色の手帳に領収書を貼り付けて所持していたが、C市に引っ越して来てからD社会保険事務所（当時）に行ったとき新しい手帳を交付され、それまで所持していた手帳を回収されてしまった。夫の分と一緒に納付していたのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和39年*月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年4月にE課（当時）からA区に払い出された番号の一つであり、前後の任意加入者の加入時期から、申立人は同年4月に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、年金手帳の記載から20歳になった39年*月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が加入手続を行った昭和53年4月の時点で、申立期間のうち50年12月以前は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、D社会保険事務所で新しい年金手帳を交付され、それまで所持していた年金手帳を回収されてしまったと述べているが、申立人の所持している年金手帳は、E課発行の昭和49年11月以降に使用され

ているオレンジ色調の手帳であり、申立人はほかに年金手帳を所持していないと述べている。

加えて、特殊台帳において、昭和 39 年 4 月から 51 年 12 月までの各年度について未納の記載がある上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から6年3月まで

私は20歳になった平成3年4月から6年3月までの期間は大学生で、母が国民年金の加入手続と国民年金保険料を納付してくれていた。3年4月から同年7月の期間は納付済みで、同年8月から6年3月までの32か月が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、A県B市の国民年金状況一覧表（平成3年度から5年度）により、申立期間直前の平成3年4月から同年7月までの保険料を同年7月1日に納付していることが確認できるが、申立期間について、母がB市役所で毎月現金で納付していたことをうかがわせる確かな記録は確認できない。

また、申立人と同様にその母が国民年金の加入手続を行い、初めの2か月を納付していたとするその弟は、平成10年7月ごろに国民年金の加入手続を行い、20歳になった5年*月にさかのぼって強制で被保険者資格を取得しており、申立期間を含む同年6月から申立期間後の8年3月まで未納となっている。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金の被保険者となり得る期間でないことから、納付記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月

申立期間は、厚生年金保険の被保険者期間であるが、実家の母が誤って金融機関で国民年金保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、申立期間前後及び申立期間について継続して国民年金保険料を納付していたと証言している上、提出のあった家計簿の平成7年2月23日の欄に、申立期間の保険料を支出した旨の記載があり、記載されている金額は、当時の保険料額に一致している。

また、申立人は、その母に勤めたことを知らせていなかったと供述しており、申立期間の前後が納付となっていることを踏まえると、その母が申立期間についても保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から51年12月まで

私は、昭和46年8月から51年12月までの国民年金保険料を52年から55年まで居住していたA市B、同年から57年まで居住していたC市Dか、同年から59年まで居住していたE市Fのいずれかで一括納付した記憶があり、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及び特殊台帳の記載により、申立人は、昭和52年1月22日に任意加入被保険者資格を初めて取得していることが確認でき、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから、任意未加入期間であり、制度上、さかのぼって国民年金保険料を一括納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって一括で納付したと主張しているが、特殊台帳に特例納付をしたことを示す記載は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和38年2月に結婚し、39年ごろ集金人に説得され、国民年金に加入した。その際、さかのぼって2,400円を支払ったのを覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同払出簿により申立人の夫と連番で昭和41年5月に払い出されていること、及び申立人が所持する国民年金手帳の発行日が同年5月12日になっていることから、申立人は、同年5月ごろ国民年金の加入手続を行ったと推認でき、国民年金手帳の記載から、国民年金制度が発足した36年4月1日にさかのぼって被保険者資格を強制で取得していたことが確認できる（申立人の夫については、既に別の手帳記号番号が払い出されていることが判明し、41年12月19日に重複取り消し処理が行われている。）。

また、申立人は昭和39年ごろ集金人に勧められて国民年金に加入したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間に申立人の氏名は無く、ほかに別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が加入手続を行った昭和41年5月時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人は加入直後に、加入時点でぎりぎり納付可能な39年4月から2年分の保険料（2,400円）を過年度納付しており、この記憶と申立期間を記憶違いしている可能性が高い。

そのほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

昭和42年にA区で事業所を設立し、45年にA区に自宅兼事務所を購入して株式会社に変更したが、社員を含めて5人ぐらいの会社で厚生年金保険には加入していなかった。

申立期間当時は景気も良かったので、国民年金保険料を納付していたはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和60年1月ごろ国民年金への加入手続を行ったと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記録から35年12月1日までさかのぼって被保険者資格を強制で取得したことが確認できる（その後、厚生年金保険加入期間が判明し、60年2月12日に資格取得日を36年1月6日に変更）。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の前に申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の前後は未納となっているところ、申立人は申立期間当時景気がよかったので納付していたはずであると主張するのみで、納付状況についての具体的な記憶は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間、41年7月から44年2月までの期間、49年12月及び平成6年8月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和41年7月から44年2月まで
③ 昭和49年12月
④ 平成6年8月から8年3月まで

具体的なことはほとんど覚えていないが、国民年金保険料は納付していたはずであり、申立期間が未納又は申請免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 国民年金手帳記号番号（夫婦連番）の払出日及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和41年4月ごろに加入手続を行ったものと推認でき、特殊台帳の記録から35年10月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

2 申立期間①については、申立人が加入手続を行った昭和41年4月の時点で、申立期間①のうち、38年12月以前の国民年金保険料は、時効により納付することはできない上、申立人と一緒に保険料を納付していたとする妻も申立期間①は未納となっている。

- 3 申立期間②については、保険料を納付していたことを裏付ける具体的な供述は無く、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその妻も申立期間②は未納である。
- 4 申立期間③については、オンライン記録により、申立人の厚生年金保険加入期間が判明したことに伴い、平成7年10月6日に記録が追加されたもので、記録が追加される以前は、国民年金に未加入の期間で、保険料を納付することはできない期間である。
- 5 申立期間④については、そのうち、平成7年4月から8年3月までの期間は、申立人とその妻がともに申請免除期間となっており、6年8月から7年3月までの期間の保険料は、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその妻は、オンライン記録より、8年8月5日に過年度納付していることが確認できるところ、同時点で、申立人は60歳を過ぎていて、既に、年金受給権を確保しており、申立人の妻と一緒に保険料を過年度納付しなければならない事情は見当たらない。
- 6 このほか、申立期間①から④までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 7 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、平成 14 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 15 年 7 月から 16 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 12 月から平成 4 年 3 月まで
② 平成 14 年 4 月から同年 6 月まで
③ 平成 15 年 7 月から 16 年 4 月まで

私の国民年金の加入手続は、母が昭和 63 年 12 月に A 市役所で行ってくれ、以後国民年金保険料を納付していた。年金手帳は郵送されて来たが紛失した。その後、私は B 県において身体障害者手帳の交付を受け、以降保険料の免除申請をしており、納付及び免除とされていないのは記録の漏れではないか。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は昭和 63 年 12 月に母が国民年金の加入手続をして毎月国民年金保険料を納付していたと申述しているが、加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母は、既に他界しており、申立人は直接関与していないことから、納付実態を明らかにすることはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、平成 14 年 8 月 21 日に免除申請が行われ、同年 7 月から 15 年 6 月までの保険料が免除されていることが確認できる。

また、申立人は、A 市役所と C 社会保険事務所（当時）を 1 日に 2 往復して免除申請を申出たが受け付けてもらえなかったと申述しており、

免除申請の時期が定かではなく、免除申請書類の提出状況等について確認することができない。

3 申立期間③については、オンライン記録によると、平成 14 年 8 月 22 日から 16 年 6 月 14 日の期間は免除申請の記録が確認できず、申立人は免除申請の時期についての記憶が定かではないと述べている。

4 このほか、申立期間①、②及び③について、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の国民年金手帳記号番号において保険料の納付及び免除申請していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間②及び申立期間③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 2 月 20 日から 28 年 5 月 18 日まで
② 昭和 30 年 12 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB事業所に、それぞれ休むことなく勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるから年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと主張しているが、当時の同僚の氏名を記憶していないことから、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①当時、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者 20 名を抽出して調査したが、申立人が申立期間に勤務していたという証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 28 年 5 月 18 日に資格取得し、30 年 5 月 10 日に資格喪失していることが確認でき、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は、昭和 31 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在不明であることから、申立期間①当時の勤務実態は確認できない上、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、元事業主は、「申立人はB事業所にC（職種）として在籍していた。勤務期間については記憶に無い。」と証言してお

り、また、元同僚は「同社においてD（作業）を申立人に教えてもらった。」と証言していることから、申立人は、期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後に被保険者資格を有する5名から証言を得たが、上記証言以外に、申立人の勤務実態及び当時の状況について具体的な証言を得ることはできない上、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、元事業主は、「当時の関係資料が無いため、申立人の勤務実態は不明である。」と回答しており、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
私は、昭和 44 年 4 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、46 年 11 月 30 日に退職したが、同社での厚生年金保険の資格喪失日が同年 11 月 30 日になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社が加入する C 厚生年金基金が保管する申立人に係る加入員資格喪失届の備考欄には、「11/29 付退職」と記載されている上、同基金の加入員台帳により、申立人の加入員資格喪失年月日は、昭和 46 年 11 月 30 日となっており、オンライン記録の申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日と一致する。

また、申立人が所持する厚生年金基金連合会発行の「年金の引き継ぎのお知らせ」のはがきにより、C 厚生年金基金の加入期間は、昭和 46 年 7 月 1 日から同年 11 月 30 日であることが確認できる。

さらに、当該事業所において、申立人の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者 24 名のうち、申立人も含めて 14 名が月の末日で資格喪失しており、翌月の 1 日で資格喪失している者はいないことから、当該事業所は、月末退職者について、資格喪失日を退職した月の末日で届出していたことがうかがえる。

加えて、B 社は、「申立期間当時の資料は残っておらず、申立人の退職日及び厚生年金保険料の控除については、不明である。」と回答している上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月7日から同年9月5日まで
昭和34年2月7日から同年9月5日までA区BにあったC社にD
(職種)として勤務した。この期間が厚生年金保険の加入期間になっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が唯一氏名を挙げた元同僚の被保険者記録が確認できる上、申立人の当該事業所に係る詳細な記憶から判断すると、申立人は申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた唯一の元同僚は既に他界しており、申立人に係る証言を得られないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人とほぼ同時期に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者10名に照会し、連絡が取れた3名に聴取した結果、申立人について記憶のある者はいなかった。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は、平成3年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「賃金台帳等の関係資料は廃棄して保存しておらず、当時の事業主は既に他界し、申立期間当時の状況は不明である。」と供述している上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 2 月 1 日まで
私は、平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 1 月 31 日まで A 社に勤務したが、その期間の厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の記憶にある元同僚 2 名は、オンライン記録によると、いずれも当該事業所の厚生年金保険記録に被保険者記録は無く、そのうちの一人は、「申立期間当時、私は国民年金に加入していた。」と証言している。

また、A 社は、申立期間当時、B 厚生年金基金に加入しているところ、企業年金連合会では、申立人に係る厚生年金基金の加入記録は無いと回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人が提出した平成 10 年源泉徴収票及び 11 年度市民税・県民税申告書（10 年度所得分）に記載された社会保険料控除額は、同期間の国民年金保険料合計額と符合する。

加えて、当該事業所は、平成 11 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、「賃金台帳等の関係資料が保存されておらず、当時の状況は不明である。」と回答している上、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
私は、昭和 47 年 4 月から 50 年 10 月までA社（現在は、B社）でアルバイトとして働き、厚生年金保険にも加入していたが、48 年 2 月から同年 3 月までの 2 か月間の加入記録が欠落している。その期間は、大学の入学試験や合格発表の時期に当たってはいたが、アルバイトを辞めた覚えは無く、記録が欠落しているのはおかしいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月にアルバイトとしてA社に入社し、申立期間も勤務していたと主張しているが、当該事業所は、申立人が 48 年 1 月 31 日付けで一度退職し、同年 4 月 1 日付けで再入社したとする内容の申立人に係る退職証明書を提出し、申立内容のと通りの資格取得に関する届出を行ったかについては、当時の資料が無く、不明であると回答している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 48 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年 4 月 1 日に被保険者資格を再取得し、その際、新たな番号で健康保険被保険者証が交付されていることが確認でき、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、健康保険被保険者証の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が氏名を挙げた同僚に聴取しても、申立人の申立期間における勤務について具体的な証言は得られず、申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 3 日から 40 年 4 月 28 日まで
私は、ねんきん定期便で A 社 B 事業所に勤務していたときの厚生年金保険が脱退手当金として支給したとされていることを知ったが、どのような形で支払われたか分からず、また、脱退手当金を受給した記憶も無い。脱退手当金を支給したと記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理として、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされていたところ、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証にその表示がある。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答した旨の記録があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、A 社 B 事業所を昭和 40 年 4 月末に退職後、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、43 年 2 月まで国民年金に加入しておらず、脱退手当金を受給せずに厚生年金保険と国民年金を通算しようとする意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 40 年 3 月まで
私は、昭和 37 年に資格を取得し、38 年 1 月から A 社（現在は、B 社）に C（職種）として住み込みで働いていた期間について、厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載がある元同僚の氏名を記憶している上、当時の状況や仕事の内容を具体的に記憶していることから、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、「47 年前のことで、当時の状況を知る者は無く、当時の資料も残っていない。」と回答しており、また、申立期間当時加入していた D 健康保険組合は、「記録の保存期限を経過しているため申立人の加入状況は不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者記録を有する複数の元同僚は、申立人を記憶しておらず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に係る申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から25年12月31日まで
私は、A社に、昭和23年ごろから25年ごろまでの1年ないし2年間ぐらい勤務し、厚生年金保険料を給料から控除されていたと思うので、年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の本社で勤務していた。」と主張しているが、申立人の記憶する元同僚及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者資格を有する者の中で、申立人が当該事業所に勤務していたことを記憶している者はいない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、複数の元同僚は、「当該事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入させるのではなく、しばらく様子を見てから加入させていた。」と供述しており、また、事業主の親族で従業員でもあった者は、「当社では、従業員を厚生年金保険に加入させる場合、入社から数か月経過後であったと思う。」と証言している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上記複数の元同僚も入社時期と厚生年金保険への加入時期に相違がある。

これらのことから判断すると、当該事業所では個人によって期間が異なるが、従業員を入社後、すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月から 29 年 3 月 1 日まで
私は、中学校卒業後の昭和 26 年 5 月から A 社に勤務したが、29 年 2 月までの記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、「当時の担当者は死亡しており、その当時の給与形態や厚生年金保険の加入に関しての資料は無く、申立人の当時の状況は確認できない。」と回答しており、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、申立人が申立期間当時一緒に働いていたと主張する申立人の叔父の氏名は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に無い。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A 社の厚生年金保険の被保険者資格を有する 11 名のうち 2 名から供述が得られ、そのうち一人は、「当該事業所に入社当時、見習い期間があった。」と証言している。

これらのことから判断すると当該事業所は従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、また、加入していない者もいたと考えられる。

さらに、当該事業所は、昭和 28 年 11 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間のうち、同日以前は適用事業所ではない。

また、当該事業所が適用事業所になった昭和 28 年 11 月 1 日から 29 年 3 月 1 日までの間の当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申

立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

そのほか、当該事業所は、申立期間当時の関係資料は無く、申立人の申立期間当時の勤務実態は確認できない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月26日から47年10月25日まで
私は、昭和44年3月から平成2年7月まで、A社B工場に継続して勤務し、昭和44年7月からは厚生年金保険に加入していたが、46年10月26日から47年10月25日までの期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）より回答を受けた。納得がいかないのので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び元同僚の供述から、申立人が申立期間にA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、当該事業所において申立人と同様に、厚生年金保険被保険者期間が複数ある従業員の多くは、自身の年金記録に間違いは無い旨述べている。

また、当該事業所で昭和44年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票の被扶養者欄に、「母」、「長男」、「次男」の記載があり、その下の欄に申立人である「妻」と記載されている上に、その妻の欄における扶養終了は47年との記載が確認できることから、申立期間において申立人がその夫の健康保険の被扶養者となっていたと考えられる。

さらに、オンライン記録で申立人の健康保険被保険者番号が、昭和46年10月26日に資格喪失した後、47年10月25日に再取得したときは、別番号になっていること、及び当該事業所の申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことが確認できる。

加えて、申立期間当時の事業主及び総務担当者は既に亡くなっており、申立人の当時の勤務実態について証言を得ることができず、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 1 日から 55 年 8 月 18 日まで
昭和 49 年 11 月ごろから 63 年 12 月 25 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格取得が 55 年 8 月 18 日となっていることから、52 年 8 月 1 日から 55 年 8 月 18 日までの 36 か月間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の元同僚の証言から、申立人が申立期間において、パートタイマーとして A 社で勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は、「1 日または一週間の所定労働時間や、1 か月の所定労働日数が通常の従業員の 4 分の 3 以上であれば、厚生年金保険に加入をさせていたが、手取額が減ることへの抵抗等、加入するよう勧めても加入しない人は多くいた。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる元同僚 4 人に当時の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、「勤務した当初は厚生年金保険に加入しておらず、パートタイマーから正社員への転換時等を契機に加入した。」と証言している。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録によると、当該事業所での加入期間は昭和 55 年 8 月 1 日から 63 年 12 月 25 日までとなっていることが確認でき、オンライン記録の厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い。

その上、申立人は、申立期間中の昭和 52 年 8 月から 55 年 7 月まで国民年金に加入し、一部未納期間はあるものの申請免除期間及び保険料納付済

期間となっている。

このほか、当該事業所は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については資料を保管しておらず不明と回答している上、ほかに申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 35 年 3 月に高校を卒業してから 36 年 5 月まで A 社に勤務したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する元同僚の証言により、申立人が A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、その元同僚は、当該事業所に入社する際に社会保険の担当者から、「この業界は出入りの激しい業界である。新卒で入社しても、半年程度で退社してしまう社員が多いため、社会保険の加入は研修期間ということで 1 年ぐらい様子を見てから判断する。」と言われたと証言している。

また、上記元同僚は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、実際に入社した時期から約 2 年後に当該事業所で厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、申立人が氏名を記憶するほかの同僚の厚生年金保険の加入記録も、実際に入社した時期から約 3 年後に資格取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所は従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、当時の事業主及び社会保険担当者は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び当時の状況を確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月から28年12月まで

私は、昭和27年1月から28年12月までA事業所で勤務していたが、この期間が、厚生年金保険被保険者期間と認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真についての元従業員の供述及び元従業員と申立人のA事業所での業務内容についての供述が一致することから、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の被保険者番号に欠番も無い上、元従業員が「事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無い従業員が申立人から提出された写真に写っている。」と述べていることから、申立期間当時、当該事業所では、厚生年金保険に加入していない従業員がいたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 4 月 1 日まで
ねんきん特別便で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A事業所（当時は、B社。現在は、C社が経営）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が抜けていることがわかった。勤務期間すべてを厚生年金保険の被保険者期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立期間においてB社に勤務していたことが確認できる。

しかし、C社は、「申立期間当時の資料が無いため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の届出については不明である。」と回答しながらも、「当時は、6か月から1年の試用期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたようだ。」と回答している。

また、申立人から当時の同僚として氏名が挙げられた3名のうち、回答のあった1名は、「入社後1年程はアルバイト期間として厚生年金保険には未加入であった。」と供述している。

さらに、申立期間当時に当該事業所で厚生年金保険の資格を取得している複数の元同僚は、「B社は、入社後数か月から1年後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていた。」、「当時は、入社してすぐの社員登用はなく、みんな、1年から2年のアルバイト期間後に社員となり、そのアルバイト期間は厚生年金保険の加入は無かった。」と供述している。

加えて、C社が保管するD健康保険組合の「健康保険被保険者・被扶養者一覧表」に記載されている申立人の資格取得日は、厚生年金保険のオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月から 32 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 5 月から 32 年 7 月まで、A 県 B 郡 C 町（現在は、D 市）所在の E 社に勤務し、その間厚生年金保険に加入していたはずであるが、31 年 5 月から 32 年 5 月 1 日までの期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、E 社に勤務していた社員の姓名を具体的に記憶していることから、申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が先輩社員として挙げ、当該事業所が厚生年金保険適用事業所となった時点で厚生年金保険の資格を取得している元同僚は、「当時、社員の雇用については、臨時や見習いとして採用し、その後、能力や将来性を見極めた上で正社員として採用していた。厚生年金保険への加入手続は、本人の希望を確認して行っていた。」と供述している。

また、申立人は、申立人と同日（昭和 32 年 5 月 1 日）に資格を取得している先輩社員（上記元同僚とは別人）について、「私が入社する随分前から働いていた。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、E 社は従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが考えられる。

また、申立人と上記先輩社員の厚生年金保険記号番号は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、昭和 32 年 5 月 1 日に当該事業所に連番で払い出されていることが確認できる上、申立期間当時の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿（原簿）上の健康保険の整理番号に欠番

は無く、申立人の氏名も無い。

さらに、事業主は、「申立人の申立てどおりの資格取得の届出及び保険料の納付を行ったか否かについては、当時の記録が残っておらず不明である。」と供述しており、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 20 日ごろから 35 年 1 月 20 日まで
私は、昭和 31 年 8 月 1 日に A 区所在の B 社（現在は、C 社）で厚生年金保険の資格を取得し、32 年 8 月 1 日にいったん資格喪失（退職）した後、34 年 1 月 20 日ごろに再度同社に就職して平成 17 年 6 月まで勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたはずであるが、昭和 34 年 1 月 20 日ごろから 35 年 1 月 20 日までの期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C 社作成の B 社に係る社員名簿、退職金計算書及び元同僚の供述により、申立人の申立期間に係る当該事業所における勤務は推認できる。

しかし、C 社は、「申立期間に係る申立人の資格取得の届出及び保険料の納付を行ったか否かについては、申立期間当時の書類が何も残っていないため不明である。」と回答している上、申立期間当時の当該事業所における事務担当者は、「申立期間に係る申立人の資格取得届を提出したか、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか記憶に無い。」と供述している。

また、申立人と厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録が同一である元同僚は、当該事業所における自身の社員名簿に「昭和 32 年 1 月再入社」と記載されていること、及び 35 年 1 月 20 日に資格を再取得していることについて、「その間に厚生年金保険に加入していたか、給与から保険料が控除されていたかについての記憶は無い。」と供述している。

さらに、昭和 34 年 12 月 25 日に当該事業所において厚生年金保険の資格を取得している元同僚は、「私は、34 年 10 月初旬に入社した。取得日

までは試用期間であった。」と供述している。

加えて、申立期間において、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月から38年3月まで
② 昭和39年12月から40年5月まで

昭和35年9月から40年5月まで一貫してA（船名）にて船員として勤務していた。船員保険の記録が昭和38年4月から39年11月までというのは納得出来ない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①についてB社の所有するA（船名）に勤務していたと主張しているが、当該事業所は昭和38年4月1日に船員保険に新規適用となっており、申立期間①は、適用前の期間である。

また、船員保険被保険者名簿により船員保険の被保険者記録が確認できた6名のうち、所在の確認できる元同僚3名に対し文書照会を行った結果、2名から回答があり、うち1名は「申立人のことを覚えているが、勤務期間は不明である。」と証言しており、申立人の当時の状況及び勤務実態を確認することはできない。

さらに、上記元同僚6名のうち5名は昭和36年4月から国民年金に加入していることが確認できる上、申立人及びその妻は、同年4月から38年3月まで国民年金保険料を納付している。

2 申立期間②については、A（船名）の船舶所有者であるB社における申立人の船員保険の加入記録は、昭和38年4月1日から39年12月31日までの期間であり、申立期間②のうち、40年1月から同年5月までの期間に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

また、申立人は、昭和39年12月31日から国民年金に再度加入して

おり、同年 12 月から保険料も納付している上、C 市によると、同年 7 月 1 日から国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、船舶所有者である B 社は登記簿が閉鎖されており、事業主は既に死亡していることから事情を聴取できない上、申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年6月1日から35年10月1日まで
② 昭和37年1月30日から39年9月17日まで

亡くなった夫は、近所の友人と同じ期間（昭和31年6月1日入社、40年8月31日退社）、A社に勤務した。その友人は上記の全期間、厚生年金の加入記録があるのに、夫は26か月間しか加入していないことになっており、納得がいかない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかし、申立人が主張する期間と同じ期間に勤務したとする元同僚は、「申立人と同じ日に当該事業所に入社したわけではない。私が先に同社に入社した。私の世話で申立人が入社した。その後、申立人は、時期は覚えていないが手に怪我をして休んだ期間がある」と証言している。

また、A社の元事業主の妻は、電話及び文書照会に対し、「申立人の人事記録については不明であり、厚生年金保険料の控除に関する資料は残っていない。」と回答しているが、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を各2通保管しており、昭和35年10月1日資格取得、37年1月30日資格喪失（備考欄に「退職」と記載有り。）、39年9月17日資格取得、40年8月31日資格喪失（備考欄に「退職年月日 40年8月30日」と記載有り。）として届けられていることが確認でき、オンライン記

録と一致する。

また、A社に係る申立期間の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い上、ほかに申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。